

児童手当現況届の提出について

令和4年度から児童の養育状況が変わっていなければ、現況届の提出が原則不要となっています。

ただし、左記(1)～(5)の方は、現況届の提出が必要です。

- (1) 配偶者からの暴力などにより、住民票の住所地が黒潮町と異なる方
- (2) 支給要件児童の戸籍がない方
- (3) 離婚協議中で配偶者と別居している方
- (4) 法人である未成年後見人、施設などの受給者の方
- (5) そのほか、黒潮町から提出の案内があった方

この「現況届」は、毎年6月1日における状況を記載していただき、児童手当を引き続き受ける要件があるかどうか、確認するためのものです。「現況届」の提出がないと、6月分以降の手当が受けられなくなり、6月初旬に、提出が必要な方には現況届を郵送していただきますので、忘れずに手続きをしてください。

◆児童手当の目的

父母そのほかの保護者が、子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識のもとに、児童を養育している者に手当を支給すること

で、家庭などにおける生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長を支援することを目的としています。

◆支給対象者

中学校修了(中学3年生)までの子どもを養育している方

◆支給額(令和5年度月額)

0歳～3歳未満

1万5千円(一律)

3歳～小学校修了前 1万円

※第3子以降は1万5千円

中学生 1万円(一律)

※第3子以降とは、今年度末に

18歳以下である子どもで判断。

◆支給時期

児童手当は原則として、年3回で、前月分までの手当を支給します。

● 6月(2月～5月分)

● 10月(6月～9月分)

● 2月(10月～1月分)

◆所得制限の導入

受給者の前年の所得により、手当額が異なります。受給者の所得が表①の所得制限限度額以上の場合、支給額は児童の年齢などに関わらず、児童1人あたり一律5千円が支給されます(特例給付)。

所得は受給者本人の所得が対象で、世帯合算ではありません。

表①

0人	622万円
1人	660万円
2人	698万円
3人	736万円
4人	774万円
5人	812万円

左から、扶養親族などの数(税法上)、所得制限限度額

※扶養親族などは、年末調整や確定申告などで申告した人数です。

※扶養親族などの人数が6人以上は、1人増えるごとに38万円を

所得限度額に加算します。

なお、令和4年6月1日施行の

児童手当法の一部改正に伴い、令

和4年10月支給分(6月～9月分)

から、児童を養育している方の所

得が表②の「所得上限限度額」以

上の場合、児童手当、特例給付は

支給されません。

※児童手当などが支給されなくな

ったあとに、所得が「所得上限

限度額」を下回った場合、改めて

認定請求書などの提出が必要

となりますので、ご注意ください

い。

表②

0人	858万円
1人	896万円
2人	934万円
3人	972万円
4人	1,010万円
5人	1,048万円

左から、扶養親族などの数(税法上)、所得上限限度額

寄附について

児童手当などの全部または一部を、町の子育て支援の事業に活かすために寄附することがあります。寄附をご希望の方は、手当支給月の前月の20日までに役場児童手当担当窓口に申し出をしてください。出生や転入などの場合は手続きが必要です。

出生や町への転入により、新たに受給資格が生じた場合や、児童手当の対象人数が変わった場合は、役場児童手当担当窓口(公務員の方は勤務先)での申請手続きが必要です。手続きは、出生日・前住所地を転出した際の転出予定日の翌日から数えて、原則15日以内。手続きが行われなかった場合は、手当を受給できない月が発生する場合があります。また、受給者が公務員になった場合や、公務員を辞めた場合も手続きが必要です。※必要書類については、担当窓口までお問い合わせください。

○お問い合わせ

本庁住民課 住基戸籍係

☎ 4312800

佐賀支所地域住民課総合窓口第2係

☎ 5513701